三　研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第八十六条第二項第二十八号イ(2)

四　東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第十七条第二項第二十八号イ(2)

（申告書に記載する事項等）

第二条　前条第二項各号に掲げる規定に規定する申告書に記載する事項及び当該事項に対応するその他の書類は、次の表のとおりとする。

申告書に記載する事項	その他の書類
一　氏名	住民票記載事項証明書、個人番号カード又はこれらに準ずる書類のうち二以上の書類（うち少なくとも一つは写真があるもの）
二　生年月日	住民票記載事項証明書、個人番号カード又はこれらに準ずる書類のうち二以上の書類（うち少なくとも一つは写真があるもの）
三　国籍	住民票記載事項証明書又はこれに準ずる書類
四　住所及び居所	一　住民票記載事項証明書、個人番号カード又はこれらに準ずる書類のうち二以上の書類（うち少なくとも一つは写真があるもの） 二　公共料金の領収証書又はこれに準ずる書類
五　所属する法人及び部署	
六　学歴	
七　職歴	
八　原子力施設での勤務経験を有する場合にあっては、その職務内容	
九　海外渡航歴	旅券
十　犯罪及び懲戒の経歴	
十一　後見等の登記及び破産手続開始の決定の有無	担当の機関が発行する証明書又はこれに準ずる書類
十二　精神疾患の有無	
十三　アルコール及び薬物の影響の有無	アルコール及び薬物の影響に係る医師の診断書又は確認の主体となる事業者が実施するアルコール及び薬物の影響に係る検査の結果を記載した書類
十四　外国による特定核燃料物質の防護を妨げる行為との関連がないことの誓約	
十五　テロリズムその他の犯罪行為を行うおそれがある団体（暴力団を含む。）との関連がないことの誓約	
十六　申告事項に虚偽がないことの誓約	
十七　法令遵守及び秘密保持に関する誓約	

注

1　第十号の上欄に掲げる犯罪及び懲戒の経歴は、次に掲げるものについて申告すること。この場合において、当該経歴の詳細を対象者との面接において確認し、特定核燃料物質の防護に関連するものであるか否かを判断すること。

イ　次に掲げる法律に規定する罪により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなった日から起算して五年を経過しない者に該当する場合にあっては、その具体的な犯罪歴

(1)　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

(2)　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）

(3)　公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）

(4)　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）

(5)　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）

(6)　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）

ロ　イに掲げるもののほか、警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）第一条第二号に規定する罪により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなった日から起算して五年を経過しない者に該当する場合にあっては、その具体的な犯罪歴

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して五年を経過しない者に該当する場合にあっては、その具体的な犯罪歴

ニ　イ、ロ及びハに掲げるもののほか、非違に当たる行為を行い、懲戒処分を受けた日から起算して五年を経過しない者に該当する場合にあっては、その具体的な懲戒歴

2　第十三号の下欄に規定する事業者が実施するアルコール及び薬物の影響に係る検査（以下「アルコール等検査」という。）の結果を記載した書類についての取扱いは、次のとおりとする。

イ　アルコール等検査の結果、対象者にアルコール又は薬物の影響の可能性が認められる場合には、医師の診断書を提出させること。

ロ　常時立入者（この告示に係るものに限る。）及び業務上知り得る者に対し、定期に又は随時にアルコール等検査を実施すること。この場合において、アルコール又は薬物の影響の可能性が認められるときには、医師の診断書を提出させること。

3　第一号、第三号、第五号又は第十号から第十五号までの上欄に掲げる事項のいずれかに変更があった場合には、改めて当該事項について申告するよう、あらかじめ、対象者に対して注意を喚起しておくこと。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。